

湘北短期大学 障がいのある学生の修学支援に関する基本方針

1. 基本姿勢

湘北短期大学（以下「本学」という。）は、「障害者基本法」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の基本的な理念に則り、「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」という教育理念のもと、能力と修学意欲を持つ本学に在籍する学生（入学希望者を含む。）が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に学び共に成長できる環境の実現並びに修学支援の充実に努めます。

2. 基本方針

本学における修学支援は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の考え方及び取り扱いに準拠し、基本方針を定めます。

本学は、この基本方針に基づき、本学に入学を希望する、あるいは在学する障がいをもった学生（以下「障がいのある学生」という。）に対して、以下に掲げる修学支援を行います。

（1）修学機会の確保

障がいのある学生が、障がいを理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保します。また、高い教養と専門的能力を培えるよう、合理的配慮に基づく支援を行います。

（2）情報公開

障がいのある学生に対し、本学の受け入れ姿勢や支援に係る方針を明確にするとともに、支援体制や内容について広く情報の公開に努めます。

（3）決定過程

障がいのある学生に対する修学支援は、原則として学生本人及びその保証人等からの要望に基づき、関係部署にて調整を行うものとします。具体的な支援内容は、当該学生の障がいの種別及び程度に応じて個別に決定します。

（4）教育方法等

本学の教職員は、障がいのある学生に対し、必要かつ適切な情報の提供、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける合理的配慮を行います。

（5）支援体制及び学内理解促進

本学の教職員及び関係部署が緊密に連携・協力し、障がいのある学生に対して、その特性に応じた個別の修学支援を行います。また、障がいにより、日常生活や学習面において様々な困難が生じることについて、周囲の学生や教職員の理解を得るとともに意識の啓発を図ります。

（6）施設・設備

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、教育環境の整備に努めます。

3. この基本方針は、2022年10月1日から施行します。